## 第6号議案

亀岡市立亀岡中学校校舎棟耐震補強並びに大規模 改修工事(建築)請負契約の変更について

平成23年6月20日関西・アサヒ特定建設工事共同企業体との間に締結した亀岡市立亀岡中学校校舎棟耐震補強並びに大規模改修工事(建築)請負契約について、下記のとおり契約内容を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年亀岡市条例第1号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年9月4日提出

亀岡市長 栗山 正隆

記

契約金額 変更前 金689,850,000円 変更後 金736,975,050円 亀岡市立亀岡中学校校舎棟耐震補強並びに大規模 改修工事(建築)請負契約の変更について

平成23年6月20日関西・アサヒ特定建設工事共同企業体との間に締結した亀岡市立亀岡中学校校舎棟耐震補強並びに大規模改修工事(建築)請負契約について、下記のとおり契約内容を変更すること。

契約金額 変更前 金689,850,000円

変更後 金736,975,050円

## 工事変更概要

耐震補強工事を進めるにあたり、既存の躯体に下地調整を要する箇所があることから、位置・程度・規模に応じた補修を行うことによる変更等。



## 工事請負変更仮契約書

1 工 事 番 号 23教第4号

2 工 事 名 亀岡市立亀岡中学校校舎棟耐震補強並びに大規模

改修工事 (建築)

3 工 事 場 所 亀岡市内丸町地内

平成23年6月20日に締結した上記工事請負契約を下記のとおり変更する。

4 請 負 金 額 増 額 ¥47,125,050-

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥2,244,050

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金増減額に105分の5を乗じて得た額である。

上記契約の証として、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を 保有する。

この契約書は、発注者がこの契約について、亀岡市議会の議決を得たときに、 本契約書として効力を発生するものである。

平成24年8月20日

発注者 京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長 栗山正隆 回

関西・アサヒ特定建設工事共同企業体

代表者

受注者 住 所 京都府亀岡市北古世町2丁目1番5号

商号又は名称 関西開発株式会社

代表者名 代表取締役 関口 寛 印

構成員

住 所 京都府亀岡市千代川町小川2丁目1番18号

商号又は名称 株式会社アサヒ

代表者名 代表取締役 岩本茂 熙 印